



埼労発基1225第5号  
平成29年12月25日

各 位

埼玉労働局長



平成29年度埼玉県特定（産業別）最低賃金の周知協力について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先に決定した「埼玉県（地域別）最低賃金」に引き続き、今般「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」ほか4件の特定（産業別）最低賃金を改定し、同封のリーフレットのとおり平成29年12月1日から発効となっています。

最低賃金は、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしておりますが、その一方で、適用される最低賃金額を知らない使用者や労働者が少なからず存在するなど、最低賃金の履行状況については、今なお十分とは言い難い状況にあります。

このため、本年度は『**最低賃金、確認した？**』をキャッチフレーズとして関係行政機関、関係団体等の協力を得て、各種の広報活動を展開することといたしました。

つきましては、広報誌等及びホームページをお持ちの場合には、本改定に係る記事の掲載を賜りますとともに、同封の広報用ポスター及びリーフレットをご活用いただき、周知広報にご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、広報誌等に記事を掲載いただく際の例文を添えさせていただきましたので、ご活用ください。

## 『最低賃金、確認した?』

平成29年度埼玉県最低賃金のお知らせ

埼玉県内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、下記の特定の産業で事業を営む使用者及びその事業場で働く18歳未満の者などを除く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」は次のようになっています。なお、埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先します。

詳しくは埼玉労働局賃金室（電話048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

埼玉県最低賃金	時間額（円）	発効日
	871	29.10.1

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	発効日
非鉄金属製造業	904	29.12.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	909	
輸送用機械器具製造業	918	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	917	
自動車小売業	916	
各種商品小売業	平成29年度は改正がありませんので、平成29年10月1日からは、埼玉県最低賃金871円が適用されます。	

## 『最低賃金、確認した?』

埼玉県最低賃金の改定について

埼玉県最低賃金が平成29年10月1日から**時間額871円**に改定されました。

なお、特定の産業については別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。

詳しくは埼玉労働局賃金室（電話048-600-6205）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。